

教 職 第 3 0 5 7 号  
昭和 4 2 年 7 月 1 2 日

各 教 育 局 長  
各 直 轄 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長  
（市町村立学校長）様

北海道教育委員会教育長

学校職員にかかる事故報告の手続について（通達）

最近教職員の交通事故、金銭事故等の法令に違背する行為があいついで発生していることは、まことに遺憾なことであり、これが防止のため平素より厳正な指導監督を願っているところでありますが、もし、事故が発生した場合、下記によりすみやかに報告してください。

なお、昭和 3 2 年 9 月 3 日付職第 3 7 1 号「道教委が任命権者である職員にかかる事故が発生した場合の措置について」（同日付北海道教育委員会公報第 1 7 0 5 号）は廃止します。

記

- 1 道立学校については直接教職員課長に、市町村立学校は市町村教育委員会教育長が教育局を經由の上教職員課長に報告すること。
- 2 報告事項の取りまとめに日数を要する場合は、その事故の概況を、あらかじめ報告すること。
- 3 事故の結末までに状況等に変化の生じた場合は中間報告すること。

## 別記

### 事 故 報 告 書

- 1 事故の種類
- 2 事故発生年月日
- 3 学校名  
学校長名 ( 歳) (平成 年 月 日現在)

4 学校所在地

5 事故者

- (1) 職名 氏名  
生年月日 ( 歳)

(2) 所有免許状

免許状の種類	教 科	記号番号	取得年月日

(3) 担当教科、学年、クラス等

担任教科	担当学年	担当クラス

6 事故の原因

7 事故の内容

8 事故者の平素の状況

- (1) 性格
- (2) 能力
- (3) 服務の状況
- (4) 身体状態
- (5) 経済状態
- (6) 交友関係
- (7) 家庭環境 (家族関係)
- (8) 児童生徒、父兄の信頼度
- (9) その他参考になる事項

9 事前における当該職員の状況

10 事後における当該職員の状況

11 所属長又は関係者のとった措置

12 父兄間又は住民の事件に対する意見又は批判等

13 所属長の意見

14 処分の内申

15 刑事事件として成立の有無

16 送検された場合の措置

17 添付書類

- (1) 本人の自供書又は供述書 (自筆、捺印)
- (2) 事故者の履歴書
- (3) 新聞の切りぬき
- (4) その他

## 事故報告書作成上の留意点

報告書は道立学校については校長が、市町村立学校は市町村教育委員会が作成のこと。

1 は、交通事故、児童生徒の体罰等と記入。

2 が、発生時間も記入すること。

3 の氏名は必ず「ふりがな」を付し、年齢は事故発生日の満年齢とすること。

5 の(1)は3に同じ。但し、職名は教頭については「教諭(教頭)」と記入すること。

(2)は事故当日現在所有しているものをすべて記入すること。

(3)は担当学年、担当クラス等がない場合、校内での職務の内容を記入すること。

なお事故の内容によっては、事故当日の時間割表等を添付すること。

7 については

### ・交通事故の場合

1 事故現場の見取図と破損車の写真等

2 事故発生の位置(国道何号線〇〇の附近)

3 被害者、加害者、同乗者の傷害状況、傷害名、療養期間及び被害者の住所、氏名、年齢、職業

4 示談書の写、弁償の内容

5 車の型、車の種類(道路交通法による名称を使用すること。)、排気量

6 事故職員が加害者の場合は、運転免許証の種類、取得年月日

7 交通事故の前歴の有無

8 被害者、加害者の診断書写(この診断書は傷害事件の場合も含む。)

9 裁判所発行の略式命令書写

10 運転経路図

### ・児童、生徒の体罰の場合、一般の暴力傷害の場合

1 殴打等を行った児童又は生徒の父兄の態度意見

2 殴打の回数、体罰の方法(平手殴打、掌拳殴打等)

3 体罰をあたえた箇所、傷害の場所、傷害の状況、療養期間

4 殴打した生徒が非行少年等である場合には、その状況(家庭状況や非行内容、学業成績等)を記入する。

その他事故内容状況説明には、すべて月、日、時間、場所、行動の目的、事件関係者の氏名年齢、職業、学年、組、性別、事故者との関係を明記すること(場所氏名等は必ずふりがなを付すること。)特に、生徒や父兄の場合姓のみを記入することなく、姓名全部を記入すること。

8 の(1)は明朗型、内気型等に分類して記入すること。

(2)は児童、生徒の指導力等について記入すること。

(3)は日常の服務状況について記入すること。

(4)は事故当時の健康状態を記入すること。なお、交通事故等の場合で、事故者が、傷害を受けた場合は、事故前の状況と事故後の状況を区分して記入すること。

(5)は事故の内容が金銭関係の場合、給料等級、月額及び日頃の金銭関係について記入すること。

(6)は日頃の交友関係については、交友の範囲、交際の度合、また日頃交際している者が、事故者をどのようにみているかなどについて記入すること。

(7)は家族の状況等を記入し、特に家庭内に病人等がいる場合は、その状況等も記入すること。

9、10は事件、事故の前、後の当該職員の行動について月、日、時間、場所等を明記して行動の内容を順を追って記入すること。

11は道立学校については校長が、市町村立学校は市町村教育委員会教育長と校長のとした措置を区別して記入し、相手の措置についても必ず記入すること。

12は事故後に父兄又は住民より聞かされる事件に対する意見又は批判等を記入すること。

13は道立学校は校長が、市町村立学校については市町村教育委員会教育長と校長の意見を区別して記入すること。

14は処分の軽度、意見、判断について記入し、又事故の終末がつまないため内申できない場合は、その旨記入すること。

市町村立学校の場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条による市町村教育委員会としての内申であり、当該市町村教育委員会規則により委任しない限り教育長名の内申は効力を有さないので留意のこと。なお教育長に委任されている場合は「内申（〇〇市町村教育委員会規則第〇条により教育長委任）」と付記すること。

15は1 送検又は起訴されるかどうかの見通し

2 警察署又は検察庁の見解意向等

3 送検又は起訴される場合（見込の場合を含む。）の適用法文条項と刑の程度（送検又は起訴年月日を記入すること。）

4 刑が確定した場合は、その年月日、取扱裁判所名、刑の内容（適用法文）

16は送検により、校長及び市町村教育委員会の取った処置（自宅謹慎等）

17の(1)自供、供述書は、事件の内容が確認出来るもので、内容はばく然と記入したり、事故の反省や詫び状的な文でなく、事故の内容を具体的に順を追って明記すること。なお、「7」に記入した内容と食い違いのないよう相互に注意すること。

(2)は人事事務手続に示された新採用時の履歴書を添付すること。

(3)は事件、事故に関連する新聞記事を必ず添付すること。

(4)は事件、事故にかかる処分についての嘆願書等で提出された場合は添付すること。